

定 款

一般社団法人 ジョフカ

〒113-0033 東京都文京区本郷2-38-4
本郷弓町ビル3階

TEL: 03-5689-3435 FAX: 03-5689-3439

一般社団法人ジョフカ
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ジョフカ（以下「本会」という。）と称する。本会の英文名称は Japan and Overseas Forestry Consultants Associate（略称、JOFCA）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、森林の有する公益性や経済性に鑑み、森林・環境の保全・回復や森林と共生する地域社会の持続的開発の推進及び森林・林業に関する人材の育成・開発等を図り、日本と海外を通じた森林の持続的な経営・管理の達成に貢献し、もって地球環境の保全に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林・林業に関する調査
- (2) 森林・林業に関する技術開発
- (3) 森林整備に関する事業
- (4) 森林・林業に関する指導及び助言
- (5) 森林・林業に関する研修、シンポジウム等の開催
- (6) 前各号に掲げる事業の実施に必要な資料の収集及び情報の提供
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 上記各事業は日本全国及び海外において実施するものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 個人会員 本会の事業に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 本会の事業に賛同して入会した団体

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(加入)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、総会で別に定める会員規則による加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、本会の目的を達成するため、会員になった年及び毎年、総会で別に定める会費を支払う義務を有する。なお、本会が解散する場合、解散年度の会費は徴収しない。

2 既納の会費は、その理由のいかんを問わず返還しない。

(届出)

第 8 条 会員は、その氏名又は名称並びに住所又は所在地に変更があったときは、遅滞なく、本会にその旨を届け出なければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、会長に退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 10 条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の開催日の 7 日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

(1) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉をき損する行為をしたとき。

(2) 定款又は総会の決議を無視する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 11 条 会員は、前 2 条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 解散又は死亡したとき。

(2) 会費を 1 年以上納入しないとき。

(3) 総会員が同意したとき。

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において必要と認めた事項
- (9) その他本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 総会員の 5 分の 1 以上から総会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第 15 条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定により請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催日の 2 週間前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 解散
- (4) 会員の除名
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行

わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使及び議決権の代理行使)

第 19 条 総会に出席できない会員は、書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、または他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議等の省略)

第 20 条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会で選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 第 1 項の議事録は、主たる事務所に備え置くものとする。

第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 22 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち、1 名を会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法第 91 条第 1 項第 1 号の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

2 会長、専務理事及び常務理事は理事会において、理事の中から選定する。

(役員の資格)

第 24 条 理事のうち、同一親族 (3 親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。) 又は特定企業の関係者である理事が占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、会長を補佐し、事務局を統括して会務を処理し、会長に事故があるときはその業務を代理し、会長が欠けたときはその業務を行う。

4 常務理事は、本会の業務を分担執行する。

5 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事および監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による理事および監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 理事または監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 29 条 役員報酬等は、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額により、支給することができる。

(顧問)

第 30 条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じる。

4 顧問は無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の監督
- (3) 会長、専務理事及び常務理事の選定および解職
- (4) 諸規定の制定又は改廃に関すること

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

3 理事会は、少なくともその開催日の 7 日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的たる事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項（第 25 条 5 項の報告を除く。）を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長（会長が欠席した場合は、出席したすべての理事）及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 運営委員会

第 39 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

第 8 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 40 条 本会に事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
- 3 職員は、会長が任免する。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事項については、定時総会に報告するものとする。
- 3 第 1 項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまで備え置くものとする

(事業報告及び決算)

第 43 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事名簿

(借入金)

第 44 条 本会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を限度とする借入金であって返済期間が 1 年以内のものを除き、総会の決議を得なければならない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 本会の存続期間は令和 3 年 6 月 29 日までとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 本会の清算に伴う残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 項に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行わない。

第 11 章 公告方法

(公告方法)

第 48 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補則

(細則)

第 49 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人海外林業コンサルタント協会の会員及び賛助会員である者は、第 6 条の規定にかかわらず、一般社団法人の設立登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 3 本会の最初の会長は小澤普照、専務理事は加藤和久、常務理事は豊田貴樹とする。
- 4 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この定款は令和元年 8 月 1 日に改正する。
- 6 この定款は令和 3 年 5 月 27 日に改定する。